

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

2026 年 9 月 18 日

株式会社日本 M&A センターホールディングス

2026 年 9 月 18 日

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
鉄鋼ビルディング 24 階
株式会社日本 M&A センターホールディングス
代表取締役社長 三宅 卓

株式会社日本 M&A センターホールディングス（以下「当社」といいます。）及び AI ブレインパートナーズ株式会社（以下「AI ブレインパートナーズ」といい、当社と AI ブレインパートナーズを総称して、以下「両社」といいます。）は、2026 年 9 月 18 日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、当社を会社法 767 条の定める「発行済株式の全部を取得する株式会社」（株式交換完全親会社）、AI ブレインパートナーズを会社法 768 条 1 項 1 号の定める「株式交換をする株式会社」（株式交換完全子会社）、効力発生日を 2026 年 11 月 2 日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。なお、本株式交換は、当社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当し、当社の株主総会の承認を得ることなく行うものです。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（同条第 3 項柱書、同項第 1 号）

① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	AI ブレインパートナーズ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率 (株式交換比率)	1	757.576
本株式交換により 交付する株式数	当社株式：250,000 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社は、本株式交換により当社が AI ブレインパートナーズの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における AI ブレインパートナーズの株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その所有する AI ブレインパートナーズの普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 757.576 株を割当交付いたします。ただし、基準時において当社が保有する AI ブレインパートナーズの普通株式

670 株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、基準時における AI ブレインパートナーズの株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有する AI ブレインパートナーズの普通株式に代えて、その保有する AI ブレインパートナーズ株式の数の合計に本株式交換比率を乗じて得た株数の当社株式を割当交付する予定です。また、当社が交付する株式については、自己株式（250,000 株）の処分により対応する予定であり、本株式交換に際して新株式の発行は行いません。したがって、本株式交換により当社の発行済株式総数は増加いたしません。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる AI ブレインパートナーズの株主においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、当社の単元未満株式に関する制度（単元未満株式の買取制度：会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、単元未満株主が当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます）を利用することができます。なお、本株式交換においては、単元未満株式は生じない見込みです。

(注4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、AI ブレインパートナーズの株主に交付される当社の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の普通株式を売却し、かかる売却代金をその 1 株に満たない端数に応じて当該端数の交付を受けることとなる AI ブレインパートナーズの株主にお支払いします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

ア. 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、上記「①本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定にあたって公正性及び妥当性を確保するために、独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。当社は、第三者算定機関として株式会社 Stand by C（以下「Stand by C」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして日比谷中田法律事務所を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

そして、Stand by C から 2026 年 9 月 17 日付で取得した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである日比谷中田法律事務所からの助言、当社が AI ブレインパートナーズに対して 2026 年 8 月初旬から 9 月上旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの結論に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

イ. 算定に関する事項

i. 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である Stand by C は、当社及び AI ブレインパートナーズから独立した算定機関であり、当社及び AI ブレインパートナーズの関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

ii. 算定の概要

Stand by C は、当社については、当社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価平均法を採用しております。一方、非上場会社である AI ブレインパートナーズについては市場株価平均法は採用できず、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映させるためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 (DCF 法) を採用して算定を行っております。

当社は、Stand by C による算定結果を参考に、リーガルアドバイザーである日比谷中田法律事務所からの助言及びデュー・デリジェンスの結果も踏まえ、AI ブレインパートナーズの財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等を総合的に勘案し、当事者間で慎重に協議・交渉を重ねた結果、上記「2. (1)① 本株式交換に係る割当ての内容」記載の割当比率が、Stand by C の算定した株式交換比率の算定結果の範囲内にあり、妥当であると判断いたしました。

③ 株式交換完全親会社である当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金の額及び資本準備金の額はいずれも 0 円、利益準備金の額は 0 円といたします。本株式交換において当社が交付する株式は、その全部を当社が保有する自己株式をもって充当するものであり、会社計算規則第 39 条第 1 項に定める株主資本等変動額と当該自己株式の帳簿価額との差額は、その他資本剰余金として処理いたします。

(2) 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

AI ブレインパートナーズは新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当する事項はございません。

3. 株式交換完全子会社である AI ブレインパートナーズについての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はございません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に影響を与える事象の内容（同号ハ）

同社は、2026 年 9 月 18 日付で、会社法第 319 条第 1 項に基づく株主総会のみなし決議により、同社の株主である中村昂平氏及び山村大氏から当社に対する同社の普通株式 670 株の譲渡（以下「本株式譲渡」といいます。）及び本株式交換契約を承認し、同日付で本株式交換契約を締結しました。また、本株式譲渡は 2026 年 10 月 1 日に実行され、これにより同社は当社の連結子会社となる予定です。同社は、同日付の株主総会のみなし決議により、取締役の選任、事業年度の変更（毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までを、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに変更）及び本店所在地の変更を行う予定です。

4. 株式交換完全親会社である当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条 4 号イ）

当社は、2026 年 9 月 18 日付の取締役会において、本株式譲渡及び本株式交換を実施することを決議し、同日付でこれらにかかる契約を締結しました。本株式譲渡に係る譲渡価額は 335 百万円であり、2026 年 10 月 1 日にその決済を行い、AI ブレインパートナーズの普通株式 670 株を取得する予定です。

5. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社である当社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 193 条第 5 号)

会社法第 799 条第 1 項第 3 号の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以 上

別紙 1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社日本M&Aセンターホールディングス（以下「甲」という。）及びAIブレインパートナーズ株式会社（以下「乙」という。）は、2026年9月18日（以下「**本契約締結日**」という。）付けで、次のとおり、株式交換契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を会社法767条の定める「発行済株式の全部を取得する株式会社」（株式交換完全親会社）、乙を会社法768条1項1号の定める「株式交換をする株式会社」（株式交換完全子会社）とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲：

商号：株式会社日本M&Aセンターホールディングス

住所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼ビルディング 24階

乙：

商号：AIブレインパートナーズ株式会社

住所：東京都渋谷区渋谷二丁目19番15号宮益坂ビルディング609

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における乙の株主（甲を除く。以下「**本割当対象株主**」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に、757,576を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式757,576株の割合をもって、前項の甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

第4条（資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により甲の資本金及び準備金は増加しないものとする。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2026年11月2日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約等の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約について甲の株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、同条第3項の規定により本株式交換に反対する旨を甲に対し通知した甲の株主が有する株式の数が同項に定める数に達した場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、株主総会の決議により本契約の承認を受けるものとする。
2. 乙は、2026年9月18日又は甲及び乙が別途合意する日付で、会社法第319条第1項に基づき、乙の株式にかかる中村昂平氏（以下「**中村氏**」という。）及び山村大氏（以下「**山村氏**」といい、中村氏及び山村氏を併せて「**売主ら**」という。）から甲への株式譲渡（以下「**本株式譲渡**」という。）及び本株式交換契約（以下本株式譲渡及び本株式交換契約を併せて「**本件取引**」という。）その他甲乙が別途合意する事項について乙の株主総会の決議があったものとみなすために必要な提案書の受領書、同意書その他の書類に署名又は記名押印したものを売主らから受領し、同日中にその写しを甲に提出するものとする。

第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして行わせるものとし、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に甲及び乙が協議し合意の上、これを行い又は行わせる。
2. 乙は、その株主をして、甲が本株式交換の実行その他本件取引の目的を達成するために合理的に必要と判断する乙の株主総会の決議について、甲の合理的な指示に従い、その保有する乙の株式に係る議決権を行使させ、会社法第319条第1項に基づく同意その他当該決議を成立させるために必要な一切の行為を行わせるものとする。

第8条（本契約の変更及び解除）

1. 本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行又は本株式交換後の経営体制の構築に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、2026年9月18日（又は甲及び乙が別途合意する日）までに第6条第2項に定める乙による本契約の承認が得られなかった場合、2026年10月1日（又は甲及び乙が別途合意する日）までに本株式譲渡が実行されなかった場合、第6条第1項但書に基づき甲の株主総会の承認が

必要となった場合において本効力発生日の前日までに当該承認が得られなかった場合、本株式譲渡に係る株式譲渡契約が解除された場合、本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第10条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、その解決を図る。

（本頁以下余白）

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2026年9月18日

甲：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼ビルディング 24階
株式会社日本M&Aセンターホールディングス
代表取締役 三宅 卓

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2026年9月18日

乙：東京都渋谷区渋谷二丁目19番15号宮益坂ビルディング609

AIブレインパートナーズ株式会社

代表取締役 中村 昂平

別紙2 AI ブレインパートナーズの最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

貸借対照表

AIブレインパートナーズ株式会社

令和 8 年 8 月 31 日 現在

(単位:円)

科目名	前 期	当 期
資産の部		62,563,826
流動資産		54,089,591
普通預金		16,150,491
売掛金		37,939,100
固定資産		8,474,235
有形固定資産		282,484
工具、器具及び備品		282,484
無形固定資産		7,691,751
ソフトウェア		7,691,751
投資その他の資産		500,000
前各号に掲げられるものの外、流動資産、有形固定資産、無形 固定資産又は繰延資産に属するもの以外の長期資産		
差入保証金		500,000
負債純資産		62,563,826
負債の部		35,585,829
流動負債		35,585,829
未払金		13,760,230
未払法人税等		13,838,400
預り金		5,961,699
通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣 行として発生後短期間に支払われるもの		
未払消費税等		2,025,500
純資産の部		26,977,997
資本金		1,000,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		25,977,997

損 益 計 算 書

AIブレインパートナーズ株式会社

令和 7 年 9 月 19 日から令和 8 年 8 月 31 日まで

(単位:円)

科目名	前 期	当 期
営業活動による収益		123,969,404
営業収入		
営業収入		123,969,404
売上原価		30,421,229
外注費		30,421,229
売上総利益		93,548,175
販売費及び一般管理費		53,853,220
広告宣伝費		1,065,776
役員報酬		7,000,000
役員賞与		10,000,000
給料手当		15,871,883
賞与		3,000,000
新聞図書費		76,800
交際費		1,691,365
通信費		6,833,184
消耗品費		119,351
租税公課		2,025,500
減価償却費		619,565
法定福利費		2,753,139
研修費		31,600
支払手数料		626,973
会議費		141,251
諸会費		18,000
旅費及び交通費		1,978,833
営業利益		39,694,955
営業外収益		124,624
受取利息		20,802
雑収入		103,822
経常利益		39,819,579
税引前当期純利益		39,819,579

損 益 計 算 書

AIブレインパートナーズ株式会社

令和 7 年 9 月 19 日から令和 8 年 8 月 31 日まで

(単位:円)

科目名	前 期	当 期
法人税、住民税及び事業税		13,841,582
当期純利益		25,977,997

株主資本等変動計算書

AIブレインパートナーズ株式会社

令和 7 年 9 月 19 日から令和 8 年 8 月 31 日まで

(単位:円)

科目名	前 期	当 期
株主資本		
資本金		
当期変動額		
新株の発行		1,000,000
当期変動額合計		1,000,000
当期末残高		1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期変動額		
当期純利益		25,977,997
当期変動額合計		25,977,997
当期末残高		25,977,997
利益剰余金合計		
当期変動額		
当期純利益		25,977,997
当期変動額合計		25,977,997
当期末残高		25,977,997
株主資本合計		
当期変動額		
新株の発行		1,000,000
当期純利益		25,977,997
当期変動額合計		26,977,997
当期末残高		26,977,997
純資産合計		
当期変動額		
新株の発行		1,000,000
当期純利益		25,977,997
当期変動額合計		26,977,997
当期末残高		26,977,997